

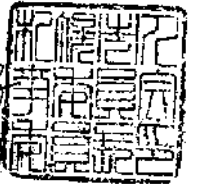
札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月5日

札幌市人事委員会

委員長 祖母井 里重子

札幌市人事委員会規則第 3 号



札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則
(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年人事委員会規則13号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表3(第6条関係) 初任給基準表 (1) 行政職給料表初任給基準表	別表3(第6条関係) 初任給基準表 (1) 行政職給料表初任給基準表

改正前

職種	学歴免許等	初任給
一般	(略)	
(略)		
保健師及び助産師	(略)	
(略)		
診療放射線技師	大学卒	1級31号俸
	短大3卒	1級25号俸

改正後

職種	学歴免許等	初任給
一般 保育士 学校事務職	(略)	
(略)		
保健師 助産師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(略)	
(略)		

改正前

保育士	大学卒	1級31号俸
	短大卒	1級21号俸
	高校卒	1級11号俸
(略)		
臨床検査技師	大学卒	1級31号俸
	短大3卒	1級25号俸
衛生検査技師	大学卒	1級31号俸
	短大卒	1級21号俸
臨床工学技士	大学卒	1級31号俸
	短大3卒	1級25号俸
理学療法士及び作業療法士	大学卒	1級31号俸
	短大3卒	1級25号俸
言語聴覚士	大学卒	1級31号俸

改正後

(略)

改正前

	短大3卒	1級25号俸
歯科衛生士	短大3卒	1級25号俸
	短大2卒	1級21号俸
	高校専攻科卒	1級15号俸
視能訓練士	短大3卒	1級25号俸
あん摩マッサージ指 圧師	短大卒	1級21号俸
	高校専攻科卒	1級15号俸
学校事務職	大学卒	1級31号俸
	短大卒	1級21号俸
	高校卒	1級11号俸

(2) (略)

(3) 医師職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	(略)	

改正後

歯科衛生士	大学卒	1級31号俸
	短大3卒	1級25号俸
	短大2卒	1級21号俸
	高校専攻科卒	1級15号俸

(2) (略)

(3) 医師職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師 歯科医師	(略)	

(平成27年1月1日における昇給に関する札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 平成27年1月1日における昇給に関する札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則(平成26年人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>附 則 (初任給等に関する経過措置)</p> <p>2 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について初任給等規則第7条又は第8条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下「特定号俸」という。)の号数(同条の他の職員との均衡上必要があると認められる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める号俸の号数)から初任給等規則第6条第1項の規定による号俸(初任給等規則第7条の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は初任給等規則第19条各号に掲げる職員であると</p>	<p>附 則 (初任給等に関する経過措置)</p> <p>2 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)から令和8年3月31日までの間に新たに職員となり、その者の号俸の決定について初任給等規則第7条又は第8条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下「特定号俸」という。)の号数(同条の他の職員との均衡上必要があると認められる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める号俸の号数)から初任給等規則第6条第1項の規定による号俸(初任給等規則第7条の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は初任給等規則第19条各号</p>

改正前	改正後
<p>きは、3)で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)の年数を遡った日(他の職員との均衡上必要があると認められる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日)が平成27年1月1日前となるものの採用日における号俸は、初任給等規則第7条及び第8条の規定にかかわらず、特定号俸の号数から1を減じて得た号数の号俸とする。</p>	<p>に掲げる職員であるときは、3)で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)の年数を遡った日(他の職員との均衡上必要があると認められる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日)が平成27年1月1日前となるものの採用日における号俸は、初任給等規則第7条及び第8条の規定にかかわらず、特定号俸の号数から1を減じて得た号数の号俸とする。</p> <p><u>(令和8年4月1日における号俸の調整)</u></p> <p>4 <u>令和8年4月1日において札幌市職員管理職手当支給規則(昭和47年人事委員会規則第14号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる職又は主幹の職にある職員以外の職員(職務の級の最高の号俸を受ける職員を除く。)</u>のうち、<u>基準日において札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第63号)附則第7条の規定により読み替えて適用される札幌市職員給与条例第13条第2項(札幌市職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>又は<u>第13条第3項の規定により昇給した職員(同日までの昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して市長が別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)</u>及び昇給抑制職員との均衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員の同日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。</p>

(札幌市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第3条 札幌市職員通勤手当支給規則（昭和47年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 条例第25条の2から第25条の5まで及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が職務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第25条の2各号のいずれかの職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。条例第25条の2各号のいずれかに該当する職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合についても、同様とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 条例第25条の2から第25条の5まで及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が職務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、次に掲げる場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに条例第25条の2各号のいずれかの職員たる要件を具備するに至った場合</u></p> <p>(2) <u>条例第25条の2各号のいずれかに該当する職員が、次のアからウまでのいずれかに該当する場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 住居、通勤経路又は通勤方法を変更した場合</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 条例第25条の3第3項に規定する駐車場等（以下</p>

改正前	改正後
<p>2 (略) (確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第25条の2各号のいずれかの職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2・3 (略) (交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>第8条 条例第25条の3第1号に規定する運賃等相当額(次</p>	<p><u>「駐車場等」という。)の利用を開始し、若しくは終了し、又は駐車場等を変更した場合</u></p> <p>ウ <u>運賃等の額又は駐車場等の料金に変更があつた場合</u></p> <p>(3) <u>条例第25条の2第1号又は第3号に該当する職員が第11条の3に定める職員たる要件を具備し、又は欠くに至つた場合</u></p> <p>2 (略) (確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示又は<u>第11条の3に定める職員たる要件を具備していること若しくは第12条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第25条の2各号のいずれかの職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略) (普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 <u>普通交通機関等(条例第25条の3第2項に規定する特別急行列車等(以下「特別急行列車等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ。)</u>に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>第8条 <u>条例第25条の3第1項第1号に規定する運賃等相当</u></p>

改正前	改正後
<p>項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第25条の4第3項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額</p> <p>(3) 人事委員会の定める交通機関等 人事委員会の定める額</p> <p>2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>額(次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第25条の4第3項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額</p> <p>(3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額</p> <p>2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(自動車等使用者の支給額)</p> <p>第9条 条例第25条の3第1項第2号に規定する66,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 片道5キロメートル未満 2,500円</p>

改正前	改正後
	<p>(2) <u>片道5キロメートル以上10キロメートル未満</u> 4,700円</p> <p>(3) <u>片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u> 7,800円</p> <p>(4) <u>片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u> 10,900円</p> <p>(5) <u>片道20キロメートル以上25キロメートル未満</u> 14,000円</p> <p>(6) <u>片道25キロメートル以上30キロメートル未満</u> 17,100円</p> <p>(7) <u>片道30キロメートル以上35キロメートル未満</u> 20,200円</p> <p>(8) <u>片道35キロメートル以上40キロメートル未満</u> 23,300円</p> <p>(9) <u>片道40キロメートル以上45キロメートル未満</u> 26,400円</p> <p>(10) <u>片道45キロメートル以上50キロメートル未満</u> 29,600円</p> <p>(11) <u>片道50キロメートル以上55キロメートル未満</u> 32,800円</p> <p>(12) <u>片道55キロメートル以上60キロメートル未満</u> 36,000円</p> <p>(13) <u>片道60キロメートル以上65キロメートル未満</u> 39,200円</p> <p>(14) <u>片道65キロメートル以上70キロメートル未満</u> 42,700円</p>

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の加算対象者)</p> <p>第9条 条例第25条の3第2号に規定する身体に障がいがある職員で人事委員会規則で定めるものは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 条例第25条の3第2号に規定する人事委員会規則で定める通勤が不便であると認められる公署は、次の各号のいずれかに該当するものとして人事委員会が承認した公署をいう。</p>	<p>(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4 6,200円</p> <p>(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4 9,700円</p> <p>(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5 3,200円</p> <p>(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5 6,700円</p> <p>(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 6 0,100円</p> <p>(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,500円</p> <p>(21) 片道100キロメートル以上 66,900円</p> <p>(自動車等使用者の加算対象者)</p> <p>第9条の2 条例第25条の3第1項第2号に規定する身体に障がいがある職員で人事委員会規則で定めるものは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 条例第25条の3第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める通勤が不便であると認められる公署は、次の各号のいずれかに該当するものとして人事委員会が承認した公署をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(1)~(3) (略)</p> <p>(通勤手当の減額)</p> <p><u>第9条の2 条例第25条の3第2号ただし書</u> (札幌市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第55号) 第15条第1項又は第2項 (いずれも同条例第21条において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する人事委員会規則で定める職員は、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p><u>第10条 条例第25条の3第3号</u>に規定する<u>条例第25条の2第3号</u>に掲げる職員の区分及びこれに対応する<u>条例第25条の3第3号</u>に規定する通勤手当の額は、次の各号に定める</p>	<p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>3 条例第25条の3第1項第2号</u>に規定する3,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号</u>に掲げる自動車等の使用距離 第1項に定める職員にあつては1,000円、前項に規定する公署に勤務する職員にあつては500円</p> <p>(2) <u>前条第2号</u>に掲げる自動車等の使用距離 1,500円</p> <p>(3) <u>前条第3号及び第4号</u>に掲げる自動車等の使用距離 2,500円</p> <p>(4) <u>前条第5号から第21号</u>までに掲げる自動車等の使用距離 3,000円</p> <p>(通勤手当の減額)</p> <p><u>第9条の3 条例第25条の3第1項第2号ただし書</u> (札幌市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第55号) 第15条第1項又は第2項 (いずれも同条例第21条において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する人事委員会規則で定める職員は、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p><u>第10条 条例第25条の3第1項第3号</u>に規定する<u>条例第25条の2第3号</u>に掲げる職員の区分及びこれに対応する<u>同項第3号</u>に規定する通勤手当の額は、次の各号に定めるとおり</p>

改正前	改正後
<p>とおりとする。</p> <p>(1) 条例第25条の2第3号に掲げる職員（<u>交通機関等</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する<u>交通機関等</u>が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 <u>条例第25条の3第1号及び第2号に定める額（同条第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同条第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) 条例第25条の2第3号に掲げる職員のうち、<u>1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第25条の3第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）</u> <u>同条第1号に定める額</u></p> <p>(3) 条例第25条の2第3号に掲げる職員のうち、1月当た</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 条例第25条の2第3号に掲げる職員（<u>普通交通機関等</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する<u>普通交通機関等</u>が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 <u>条例第25条の3第1項第1号及び第2号に定める額</u></p> <p>(2) 条例第25条の2第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第25条の3第1項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額。次号において同じ。）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）</u> <u>同条第1項第1号に定める額</u></p> <p>(3) 条例第25条の2第3号に掲げる職員のうち、1月当た</p>

改正前	改正後
<p>りの運賃等相当額等が条例第25条の3第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）<u>同条第2号に定める額</u> （支給日に係る支給単位期間の特例）</p> <p>第11条の2 条例第25条の4第1項の人事委員会規則で定める通勤手当は、<u>次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第25条の3第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えるときにおける当該通勤手当</u> その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) <u>職員が条例第25条の3第1号及び第2号に定める額の</u></p>	<p>りの運賃等相当額等が条例第25条の3第1項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）<u>同条第1項第2号に定める額</u> （支給日に係る支給単位期間の特例）</p> <p>第11条の2 条例第25条の4第1項の人事委員会規則で定める通勤手当は、<u>1月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第25条の3第1項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額（条例第25条の3第2項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。第11条の4第3項において同じ。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第25条の3第3項第1号に定める額の合計額（第15条の2第2項第1号及び第2号において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第25条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が150,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u></p>	<p><u>(特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の支給を受ける職員)</u></p> <p><u>第11条の3 条例第25条の3第2項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められ、かつ、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離又は通勤時間がそれぞれ60キロメートル以上又は90分以上である職員に限る。)とする。</u></p> <p><u>(1) 職員のうち、職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転(札幌市内への異動又は移転を除き、配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。以下同じ。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居をした職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居をする場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該子の養育を行っているものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 配偶者と同居して満18歳に達する日以後最初の3月3</u></p>

改正前

改正後

1日までの間にある子を養育している職員で、職員の勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、その同居する住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
(3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居をした職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居から転居をする場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行つているものに限る。）
（特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第11条の4 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、同項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読

改正前

改正後

み替えるものとする。

(駐車場等の要件)

第12条 条例第25条の3第3項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者、扶養親族(条例第14条第2項に規定する扶養親族をいう。)若しくは父母又は当該配偶者の父母に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

(4) その利用について職員が月又は年を単位として定められた料金を支払うこととなる施設であること。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第13条 条例第25条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

改正前	改正後
<p>(支給の始期及び終期) <u>第12条</u> (略) (返納の事由及び額等) <u>第12条の2</u> (略) (1) (略) (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合</p>	<p><u>(駐車場等に係る通勤手当の額)</u> <u>第14条</u> <u>条例第25条の3第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。</u> (1) <u>1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u> <u>ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合</u> <u>当該料金の額</u> <u>イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)</u>が2以上の月にわたる場合 <u>当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</u> <u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額</u> (2) <u>2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</u> (支給の始期及び終期) <u>第15条</u> (略) (返納の事由及び額等) <u>第15条の2</u> (略) (1) (略) (2) <u>通勤経路若しくは通勤方法を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、若しくは駐車場等を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第34号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による許可を受けて同項に規定する大学院修学休業をし、法第26条の5第1項の規定による承認を受けて同項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項の規定による承認を受けて同項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。<u>第12条の4第2項</u>において「休職等にされた場合」という。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 <u>交通機関等に係る通勤手当に係る条例第25条の4第2項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる</u></p>	<p>場合</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第34号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による許可を受けて同項に規定する大学院修学休業をし、法第26条の5第1項の規定による承認を受けて同項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項の規定による承認を受けて同項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。<u>第15条の4第2項</u>において「休職等にされた場合」という。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 条例第25条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以</u></p>

改正前

職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第25条の3第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が150,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつ

改正後

下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等又は特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等又は特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から第11条の2に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

改正前	改正後
<p>ては、0円)</p> <p>ロ 第11条の2第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 150,000円に事由発生月の翌月から同条第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 条例第25条の4第3項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める交通機関等 1月</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生じることが当該期間に係る最初の月の初日に</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第15条の3 条例第25条の4第3項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうち6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1月</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生じることが当該期間</p>

改正前	改正後
<p>において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>第12条の4</u> 支給単位期間は、<u>第12条第1項</u>の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(支給できない場合)</p> <p><u>第13条</u> 条例第25条の2各号のいずれかに該当する職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間（<u>第11条の2各号</u>に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。</p> <p><u>第14条・第15条</u> (略)</p>	<p>に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>第15条の4</u> 支給単位期間は、<u>第15条第1項</u>の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(支給できない場合)</p> <p><u>第16条</u> 条例第25条の2各号のいずれかに該当する職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間（<u>第11条の2</u>に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同条に規定する期間（以下この条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。</p> <p><u>第17条・第18条</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる職員は、第3条の規定による改正後の札幌市職員通勤手当支給規則（以下「改正後の通勤手当支給規則」という。）第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(1) 施行日前から特別急行列車等（改正後の通勤手当支給規則第6条に規定する特別急行列車等をいう。以下同じ。）を利用している職員（次項において「施行日前特別急行列車等利用職員」という。）であって、引き続き当該特別急行列車等を利用することにより施行日において改正後の通勤手当支給規則第11条の3の職員たる要件を具備するに至ったもの

(2) 施行日前から駐車場等（改正後の通勤手当支給規則第3条第1項第2号イに規定する駐車場等をいう。以下同じ。）を利用している職員（附則第4項において「施行日前駐車場等利用職員」という。）であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第25条の3第3項の職員たる要件を具備するに至ったもの

3 次に掲げる職員は、施行日前においても改正後の通勤手当支給規則第3条の規定の例により、その実情を届け出ることができる。

(1) 施行日前特別急行列車等利用職員であって、引き続き当該特別急行列車等を利用することにより施行日において改正後の通勤手当支給規則第11条の3の職員たる要件を具備することとなるもの

(2) 施行日前駐車場等利用職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において札幌市職員給与条例第25条の3第3項の職員たる要件を具備することとなるもの